

特定小型原動機付自転車 の 主な交通ルール

大分県警察
交通部交通企画課



特定小型原動機付自転車とは①

改正前（令和5年6月30日まで）

車両区分	原動機付自転車	普通自動二輪車	大型自動二輪車
最高速度	30km/h	—	—
定格出力	0.6kw	0.6kw～20kw	20kw以上
大きさ	制限なし	制限なし	制限なし
運転免許	原付免許	普通自動二輪免許	大型自動二輪免許
年齢制限	16歳以上	16歳以上	18歳以上
ヘルメット	必要	必要	必要
走行場所	車道	車道	車道
ナンバープレート	必要	必要	必要
自賠責保険	必要	必要	必要

特定小型原動機付自転車の例



改正後（令和5年7月1日以降）

車両区分	特定小型原動機付自転車		一般原動機付自転車	普通自動二輪車	大型自動二輪車
		特例特定小型原動機付自転車			
最高速度	20km/h	6km/h	30km/h	—	—
出力	0.6kw	0.6kw	0.6kw	0.6kw～20kw	20kw以上
大きさ	普通自転車相当	普通自転車相当	制限なし	制限なし	制限なし
運転免許	不要	不要	原付免許	普通自動二輪免許	大型自動二輪免許
年齢制限	16歳以上	16歳以上	16歳以上	16歳以上	18歳以上
ヘルメット	努力義務	努力義務	必要	必要	必要
走行場所	車道	一部歩道通行可	車道	車道	車道
ナンバープレート	必要	必要	必要	必要	必要
自賠責保険	必要	必要	必要	必要	必要

特定小型原動機付自転車とは②

大きさや最高速度等による区分

一般原動機付自転車

大きさ

制限なし

最高速度

30キロ

運転免許

必要

ヘルメット

義務

走行場所

車道

特定小型原動機付自転車

※走行時は、緑色のランプが点灯

大きさ

長さ 190cm以内
幅 60cm以内

最高速度

20キロ

運転免許

不要
16歳以上

ヘルメット

努力義務

走行場所

車道又は自転車道
自転車専用通行帯

特例特定小型原動機付自転車

※走行時は、緑色のランプが点滅

大きさ

長さ 190cm以内
幅 60cm以内

最高速度

6キロ

運転免許

不要
16歳以上

ヘルメット

努力義務

走行場所

歩道通行可

特定小型原動機付自転車とは③



☆原動機の定格出力が0.6kw以下
☆最高速度20km/h以下

特定小型原動機付自転車に係る保安基準上の経過措置

ポイント！

- ① 7月1日以前に制作された電動キックボードは、最高速度表示灯の取付が、令和6年12月22日まで免除される。

しかし

- ② 代わりに型式認定番号標又は性能等確認済シール若しくは特定小型原動機付自転車用ナンバープレートの表示が必要。
- ③ 最高速度表示灯を取り付けていない特定小型原動機付自転車は、道路交通法施行規則の規定による「歩道通行時は、最高速度表示灯を点滅させることにより表示させる」との要件を満たさないことから、**特例特定小型原動機付自転車にはなり得ず、歩道又は路側帯を通行することはできない。**

特定小型原動機付自転車を運転できる者

① 16歳以上

【罰則】

② 運転免許不要

6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

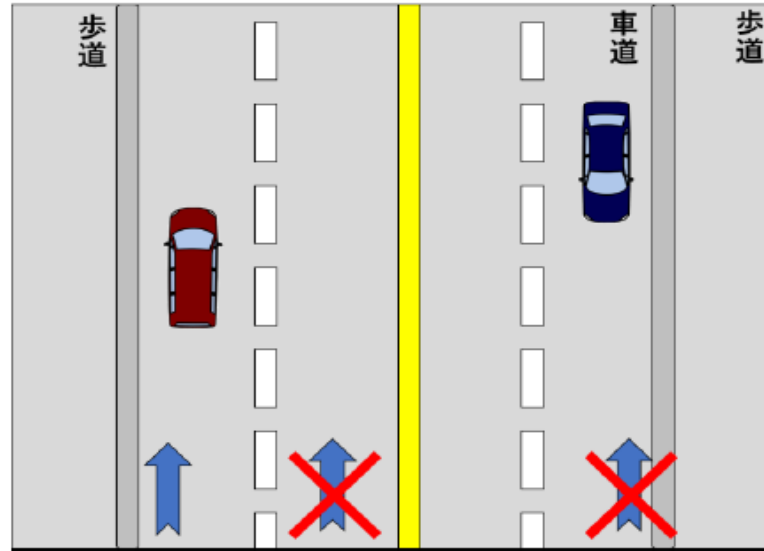
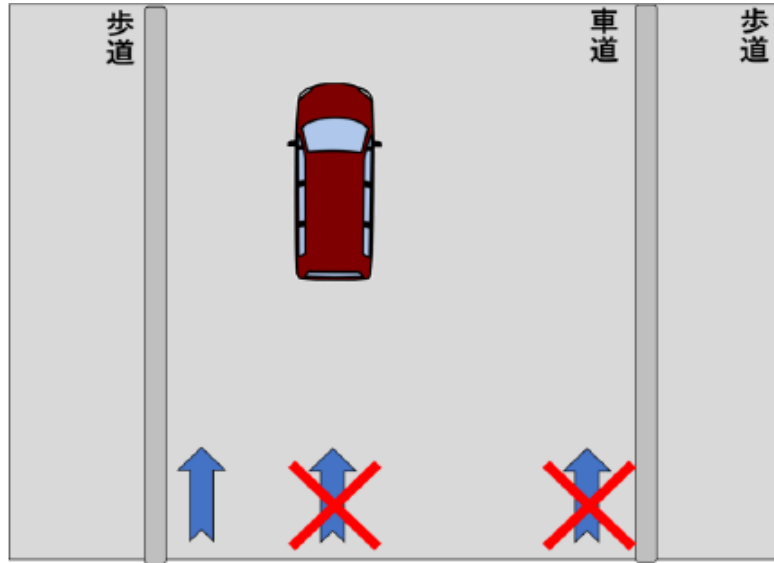
(参考:16歳未満の者への提供の禁止)

特定小型原動機付自転車を運転することとなるおそれのある16歳未満の者に対して特定小型原動機付自転車を提供してはならない。

【罰則】

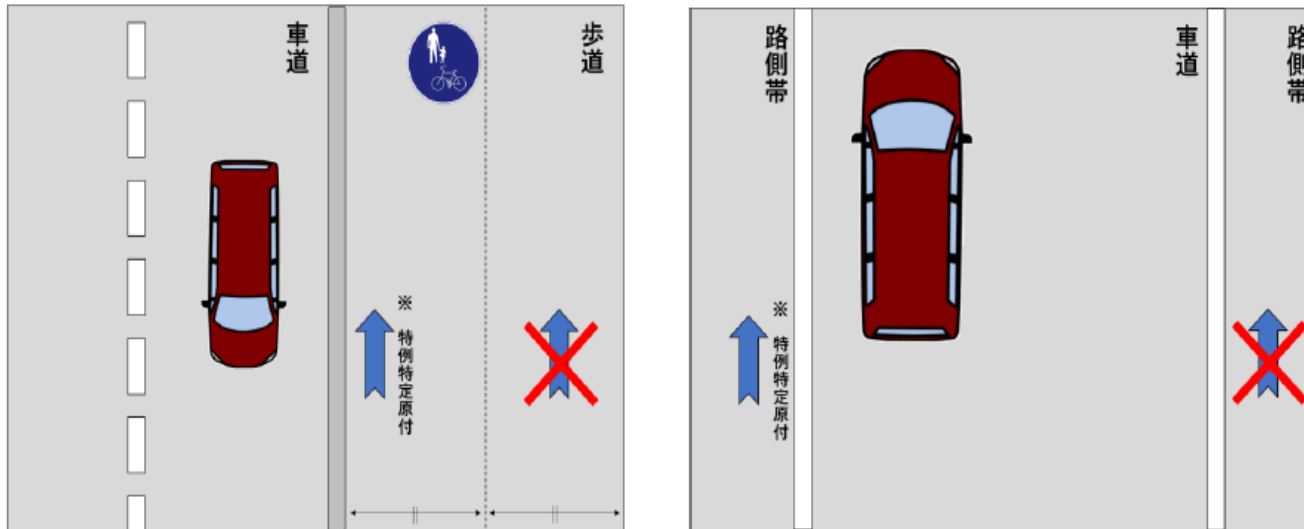
6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

特定小型原動機付自転車の通行場所①



- 歩道又は路側帯と車道の区別がある道路では、**車道を通行**しなければならない。
- 車両通行帯のない道路では、**左側端に寄って通行**しなければならない。
- 車両通行帯の設けられた道路においては、**一番左側の車両通行帯を通行**しなければならない。
- 自転車専用通行帯がある場合は、そこを通行しなければならない。

特定小型原動機付自転車の通行場所②

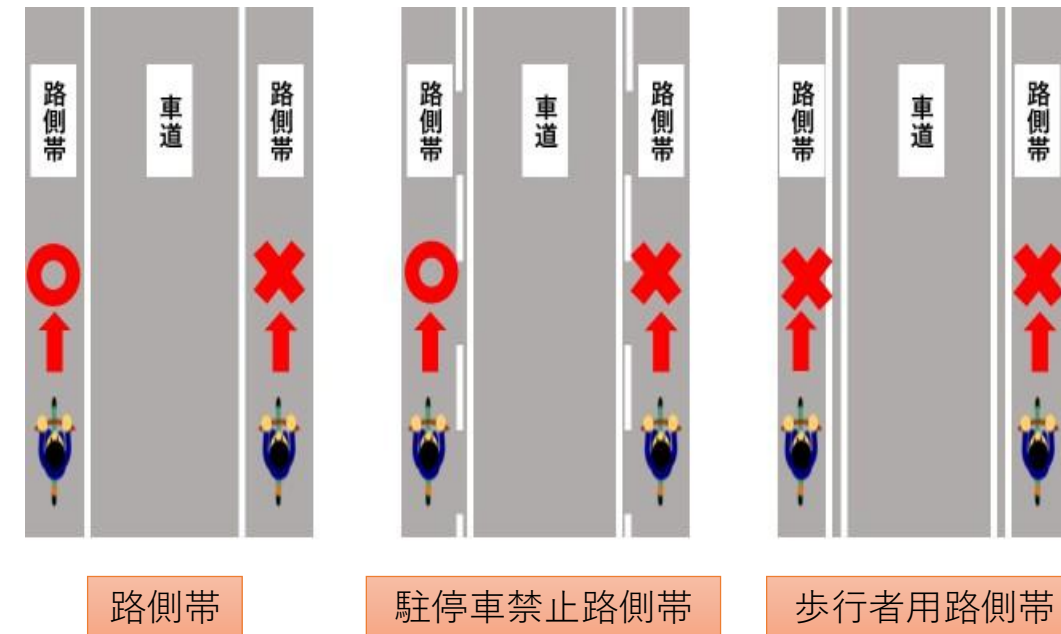


- 自転車歩道通行可の標識がある歩道は、**特例特定小型原動機付自転車に限り**、通行することができるが、歩道を通行するときは、**歩道の中央から車道寄りの部分を徐行**しなければならない。ただし、歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。
- 自転車の場合は、13歳未満の子供や70歳以上の人、車道走行が危険なときは、歩道走行が認められていたが、**特定小型原動機付自転車・特例特定小型原動機付自転車のいずれもそのような特例は、認められていない。**
- 特例特定小型原動機付自転車に限り、**道路の左側に設けられた路側帯**（歩行者用路側帯を除く）を通行することができるが、歩行者の通行を妨げてはならない。

路側帯とは・・・

歩行者の通行のスペースを確保するために「歩道がない道路の端」や片側にしか歩道がない道路の「歩道がない側の端」に、白線によって示された部分をいいます。

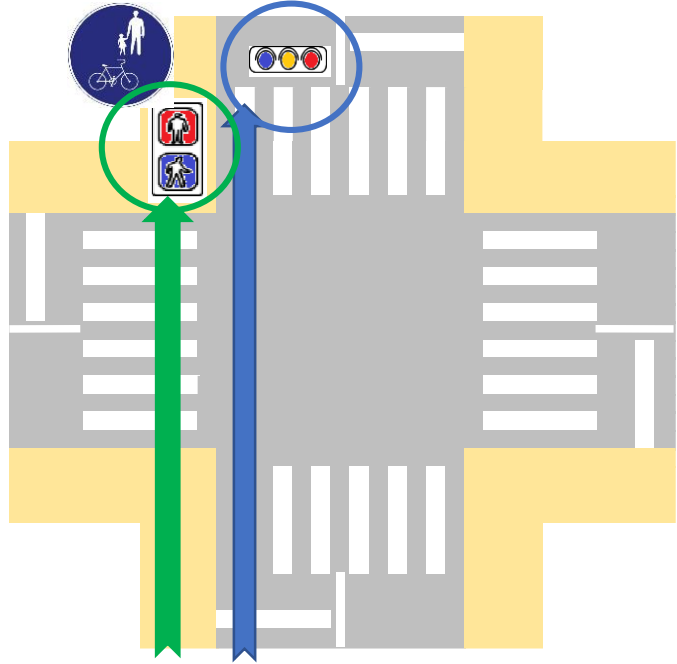
※歩道がある道路の車道上の歩道寄りに引かれた白線は路側帯を示すものではありません。



特定小型原動機付自転車の通行方法①

信号機のある交差点での通行方法

①自転車横断帯**なし** 「自転車歩行者専用板」**なし**

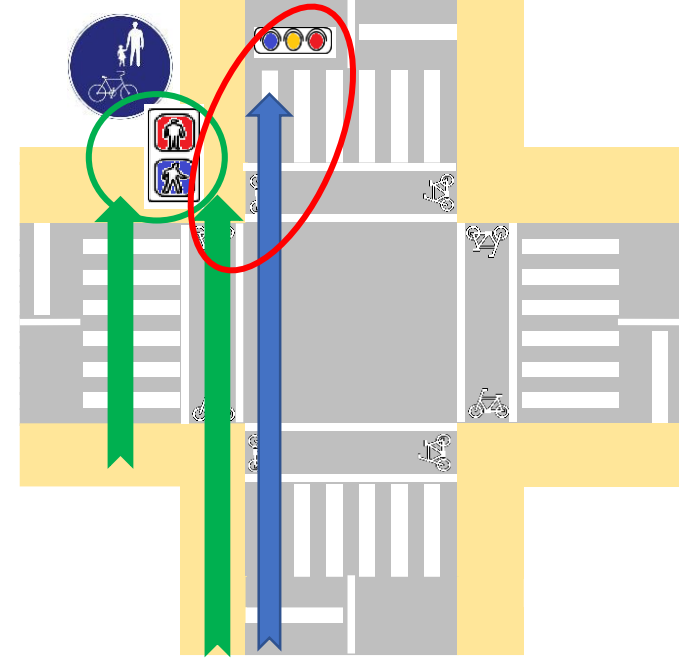


車道を走行してきた特定小型原動機付自転車は、**車両用信号機に従って通行**しなければならない。

自転車歩道通行可の標識がある歩道を走行してきた
特例特定小型原動機付自転車は、**歩行者用信号機に従って通行**しなければならない。

← 特定小型原動機付自転車
← 特例特定小型原動機付自転車

②自転車横断帯**あり** 「自転車歩行者専用板」**なし**



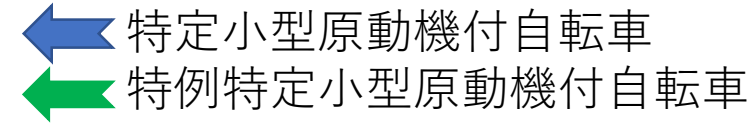
車道を走行してきた特定小型原動機付自転車は、**車両用信号機に従って通行**しなければならない。
自転車歩道通行可の標識がある歩道を進行してきた
特例特定小型原動機付自転車は、

注意

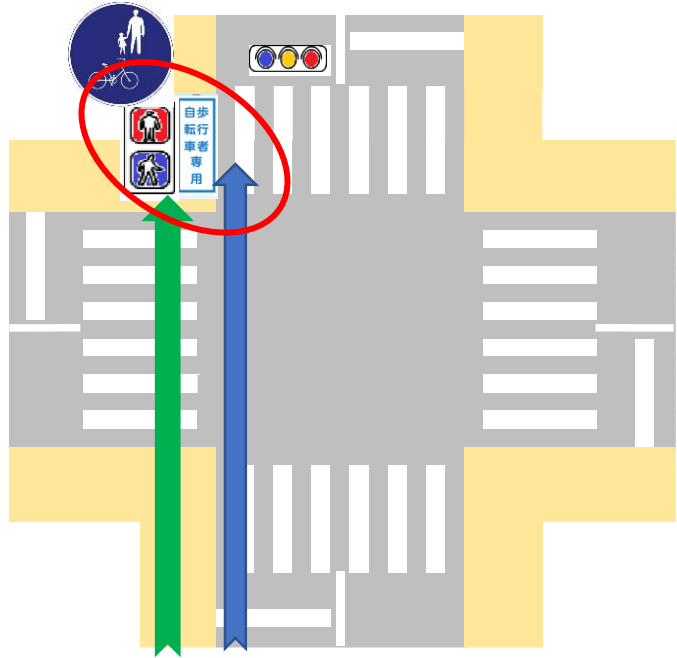
**自転車横断帯を通行する際は、車両用信号機
横断歩道を通行する際は、歩行者用信号機
にそれぞれ従わなければならない。**

特定小型原動機付自転車の通行方法②

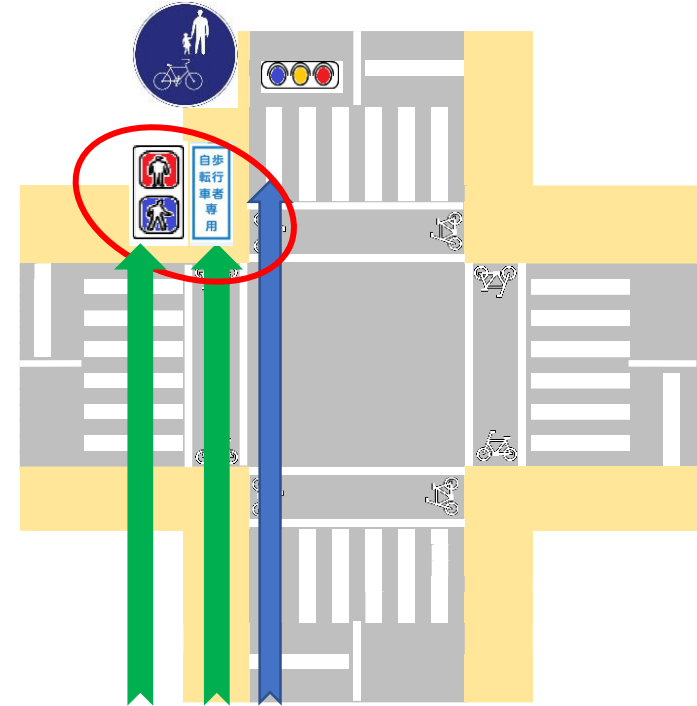
信号機のある交差点での通行方法



① 自転車横断帯 **なし** 「自転車歩行者専用板」 **あり**



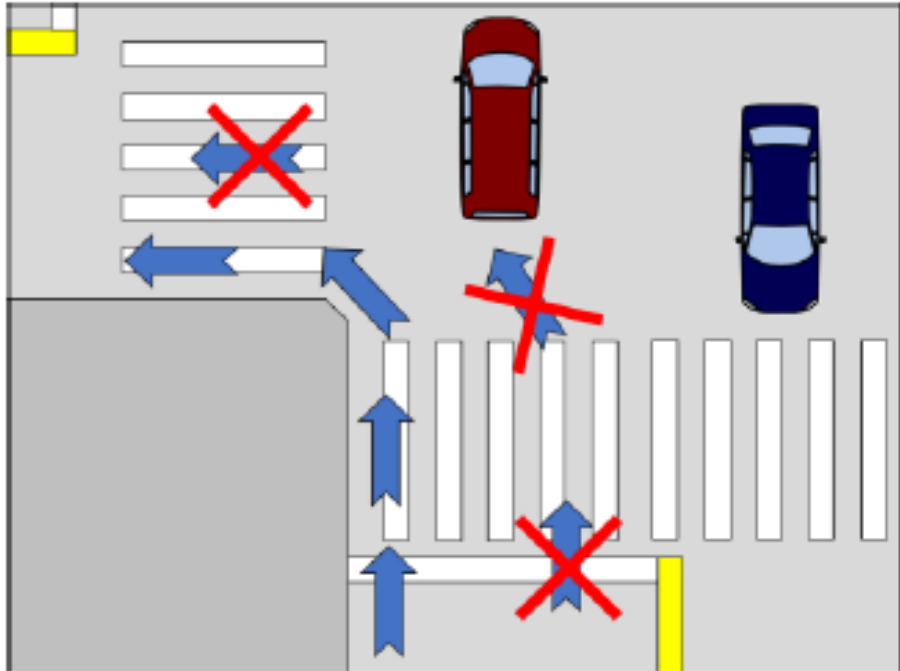
② 自転車横断帯 **あり** 「自転車歩行者専用板」 **あり**



「自転車歩行者専用板」が**ある**場合は、車道を走行してきた特定小型原動機付自転車・車道や歩道を走行してきた特例特定小型原動機付自転車のいずれも、**歩行者用信号機に従って通行**しなければならない。

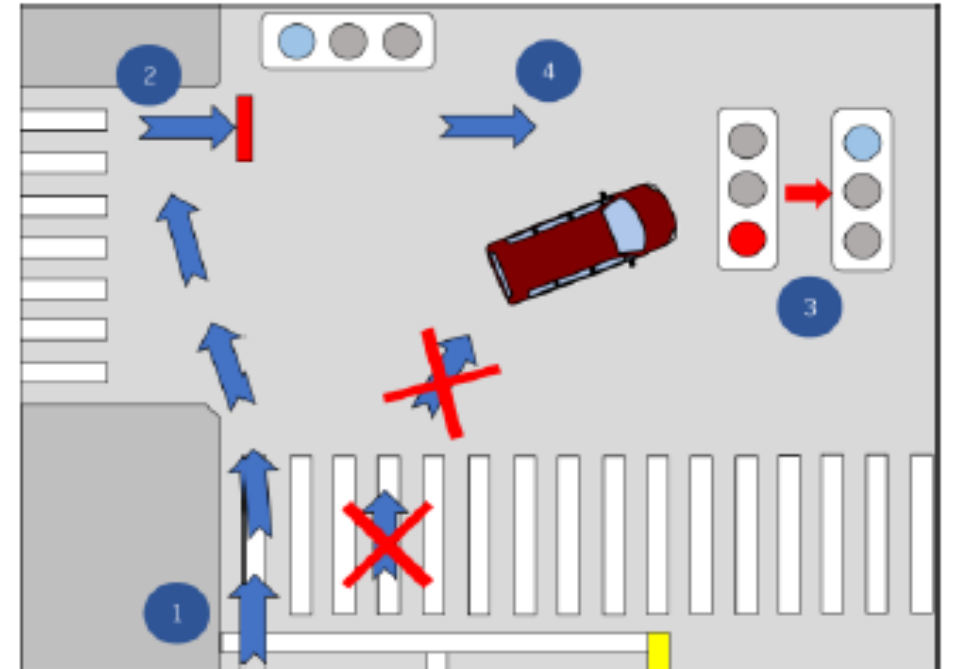
特定小型原動機付自転車の通行方法③

左折の方法



左折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の**左側端に寄り**、かつ、できる限り道路の**左側端に沿って徐行**しなければならない。

右折の方法



右折するときは、いずれの交差点でも、あらかじめその前からできる限り道路の**左側端に寄り**、かつ、交差点の**側端に沿って徐行**しなければならない（「二段階右折」）。

※右折矢印の場合は、右折できない。

特定小型原動機付自転車運転者講習

1 対象者

特定小型原動機付自転車で特定の違反(17類型)を繰り返す者が対象 ※繰り返すとは・・・3年で2回以上

2 特定の違反

- ①信号無視・・・・・・・・・・対面する信号機の表示する信号を無視して進行してはいけない
- ②通行禁止違反・・・・・・・・道路標識等により通行を禁止されている道路を通行してはいけない
- ③歩行者用道路徐行違反・・・・歩行者用道路を許可を受けて通行する場合、歩行者に注意して徐行しなければならない
- ④通行区分違反・・・・・・・・車両は、車道の左側部分を通行しなければならない
- ⑤歩道徐行等義務違反・・・・歩道を通行する際は、歩道の車道寄りを徐行し、かつ歩行者の通行を妨げてはならない
- ⑥路側帯通行方法違反・・・・路側帯を通行する際は、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければならない
- ⑦遮断踏切立入り・・・・・・遮断機が閉じ、もしくは閉じようとし、又は警報器が鳴っている時は、踏切内に入ってはいけない
- ⑧優先道路通行車妨害等・・・・交差道路が優先道路等であるときは、交差道路を通行する車両等の妨害をしてはならない
- ⑨交差点優先車妨害・・・・・・右折する際は、直進又は左折しようとする車両等の進行を妨害してはならない
- ⑩環状交差点通行車妨害等・・・・環状交差点内を通行する車両等の進行妨害をしてはならない
- ⑪指定場所一時不停止等・・・・標識等により一時停止すべきことが指定されている場所では、一時停止しなければならない
- ⑫整備不良車両の運転・・・・道路運送車両法の保安基準等に基づく整備不良車両を運転してはならない
- ⑬酒気帯び運転等・・・・・・酒気を帯びて運転してはならない
- ⑭共同危険行為等・・・・・・2台以上で連なって通行又は並進し、共同して他人に迷惑を及ぼすような運転等をしてはならない
- ⑮安全運転義務違反・・・・・・他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない
- ⑯携帯電話使用等・・・・・・停止時を除き、通話若しくは画像を注視してはならない
- ⑰妨害運転・・・・・・・・・・通行を妨害する目的で急ブレーキ等を行い、交通の危険を生じさせてはならない

3 講習時間・手数料

3時間・6,300円

その他

1 交通反則通告制度の対象

交通違反(反則行為)は、青切符で処理する。
運転免許不要のため、行政処分(点数の累積)はない(危険性帯有を除く)。

交通反則通告制度とは・・・

違反者が反則行為をした場合、一定期間内に反則金を納めると、刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けないで、事件処理されるという制度です。

2 放置違反金制度の対象

駐車車両を放置車両として確認した場合は、放置駐車違反として放置車両確認標章を取り付ける。
車両の運転者が放置駐車違反にかかる反則金を納付しないなど、運転者の責任追及ができない場合は、その車両の利用者に対して、反則金と同額の放置違反金の納付が命ぜられる。

放置違反金制度とは・・・

放置駐車違反をした運転者の特定が難しいという問題に対処するため、車両の運行を管理する立場にある利用者の責任を強化し、運転者に対して放置駐車違反の責任追及を行うことができないときは、放置車両の利用者に対し、放置違反金の納付を命ずることができるという制度です。